

令和4年2月12日

大垣市体育連盟

## まん延防止等重点措置区域の指定期間延長に伴う 体育施設等の利用を含めた当連盟の対応について

岐阜県の基本的対処方針に沿い、大垣市新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に基づき、当連盟では、公共体育施設等の貸館業務を含め、次のとおり引き続き対応します。

つきましては、利用時間、利用方法等をご確認の上ご利用ください。

### 1. 対象期間

令和4年2月14日（月）から令和4年3月6日（日）まで

※期間が延長となる場合があります。

### 2. 施設貸館業務

- 1) 庭球場、弓道場、トレーニング室、北公園陸上競技場等の個人で利用する施設は、午後8時に終了します。（利用方法、利用料は変わりません。）
- 2) 団体での利用の場合、既に予約済みであっても、午後8時までとなります。  
この場合、利用料は通常の料金となりますが、照明代・暖房代は1時間単位の利用料をいただきます。  
また、キャンセルされる場合のキャンセル料は発生しません。
- 3) 大会や試合、会議室等での利用の場合、利用時間が午後9時までの許可証を発行済みであっても、午後8時までとします。

### 3. 教室・講座等

- 1) 第3期スポーツ教室は、全ての教室を引き続き一時中止とします。  
再開日等については、改めてご連絡いたします。
- 2) 武道館トレーニングセンターで開催する、第4期エアロビック&ヨガ教室は、対象期間中の教室を中止します。  
（参加される皆さんには、個々にEメールや電話でご連絡します。）  
※中止による参加料の返金等については、後日ご連絡します。

### 4. 感染防止対策

施設の利用につきましては「大垣市内体育施設貸館業務の再開にかかる新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル」に基づき、引き続き、マスク着用、手指消毒、3密回避、換気など対策の徹底にご協力ください。